

令和8年度

いじめ防止基本方針

～一人一人が生き生きと、学校生活を送れるように～

札幌市立東札幌小学校

I いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。「いじめは絶対に許されない」「いじめはどの子どもにもどの学校にも起こりえる」という基本認識をもち、本校の児童一人一人が生き生きと学校生活を送ることができる学校をつくるために、「札幌市立東札幌小学校 いじめ防止基本方針」を定めます。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」

- 1 学校、学級内にいじめを許さない、見過ごさない雰囲気をつくる。
- 2 児童理解を大切にし、児童一人一人のよりよい自己実現を図る教育活動を推進する。
- 3 児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- 4 児童の変化を見過ごさない。
- 5 いじめを早期に発見し、適切な指導を行い当該児童の安全を保障するとともに、組織で対応し早期解消に努める。
- 6 いじめ問題について、保護者・地域及び関係機関との連携に努める。

1 いじめとは

いじめとは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものである。

【いじめ防止対策推進法第2条 より】

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要です。いじめには様々な特質がありますが、以下の①～⑧はいじめ問題についての基本的な認識です。

- ① いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

Ⅱ 学校におけるいじめの未然防止等のための取組

「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、いじめの未然防止が最も重要と考えます。そのためには、望ましい人間関係を築き、豊かな心を育む「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むことを大切にしていきます。

1 子どもや学級の実態を把握

子どもと同じ目線で物事を考え、共に笑ったり感動したりする等の場を共有し、その中で、子どもたちの様子、些細な言動から個々の置かれた状況や精神状態を推し量っていくことを大切にします。

- ・日常的な指導や会話から
- ・子どもとの個別面談から
- ・子ども及び保護者への意識調査から（アンケートの実施）
- ・進級や進学、転学に際しての適切な引き継ぎ

から実態把握に努めます。

2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

子どもが自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」、「自己肯定感」を感じとれる「心の居場所づくり」を行うことを大切にします。愛情をもち、温かい学級経営や教育活動を展開し、子どもに自己存在感や充実感を与え、いじめの発生を抑え、未然防止につなげていきます。

- 教職員の一挙手一投足が子どもたちの良きモデルとなることを強く意識し、信頼されるに足るよう努める。
- 温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していく。
- 授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを大切にする。「友達から認められた」「人の役に立った」という経験を通し、「認められた」という自己肯定感を育むため、教職員が積極的に温かい言葉掛けを行っていく。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育む

人権尊重の精神の涵養と、思いやりの心を育む道德教育の充実を図り、豊かな心を育成していきます。

《人権教育の充実》

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを子どもに理解させる。また、子どもたちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図っていく。

《道德教育の充実》

いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。教材や資料を通し

て、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れることで、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につなげていく。

4 保護者や地域の人への働きかけ

懇談会等において、いじめに関わる状況、指導方針などの情報をもとに意見交換する場を設けたり、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、学校・学級だより等による周知活動を行ったりしていきます。

Ⅲ 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながります。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、子どもの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さないことが大切です。教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報収集を行っていきます。

1 早期発見のための手立て

日々の観察 ～子どもがいるところには、教職員がいる～

授業中はもちろん、休み時間や給食、清掃時間等にも子どもの様子に目を配り、いじめの早期発見に努める。

観察の視点 ～集団を見る視点～

発達の段階からみると、小学校中学年以降から小集団が形成し始め、発達の個人差も大きくなる。いじめが発生しやすくなる時期でもあり、その発達時期をどのように過ごしてきたのか、どのような小集団があり、その中の人間関係がどうであるかを把握することを大切にし、気になる言動が見られた場合、早期に適切な指導を行い、関係修復にあたる。

電話連絡・連絡帳・ノートの活用 ～やりとりから生まれる信頼関係～

担任と子ども・保護者が日頃から連絡を密に取ることを心がけ、気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応していく。

教育相談（学校カウンセリング） ～気軽に相談できる雰囲気づくり～

日常生活の中での教職員の声掛け等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境づくりを目指す。また、アンケート実施後、児童と個別に面談を行うことや、保護者との教育相談等で情報を共有し、子どもの悩みの解決に当たる。

いじめ実態調査アンケート ～実施時の配慮～

市教委の「悩みやいじめに関するアンケート調査」に加え、本校独自のアンケートを2回実施している。その都度状況に応じ配慮し、聞き取り調査を行う。

2 相談しやすい環境づくり

子どもが、教職員や保護者へいじめについて相談することは非常に勇気がいることです。相談したことでいじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを認識し、相談しやすい環境づくりとともに、細心の注意を払って対応していきます。

本人からの相談

- 「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という姿勢を伝えるとともに、手立て

を講じ、心身の安全を保障することを大切にする。

- 「あなたを信じているよ。」という姿勢で、傾聴する。

周りの子どもからの相談

- いじめを訴えたことにより、その子どもへのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の子どもから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。
- 「よく言ってくれたね。」とその勇氣ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさなことを伝え、安心して相談できるよう関わる。

保護者からの相談

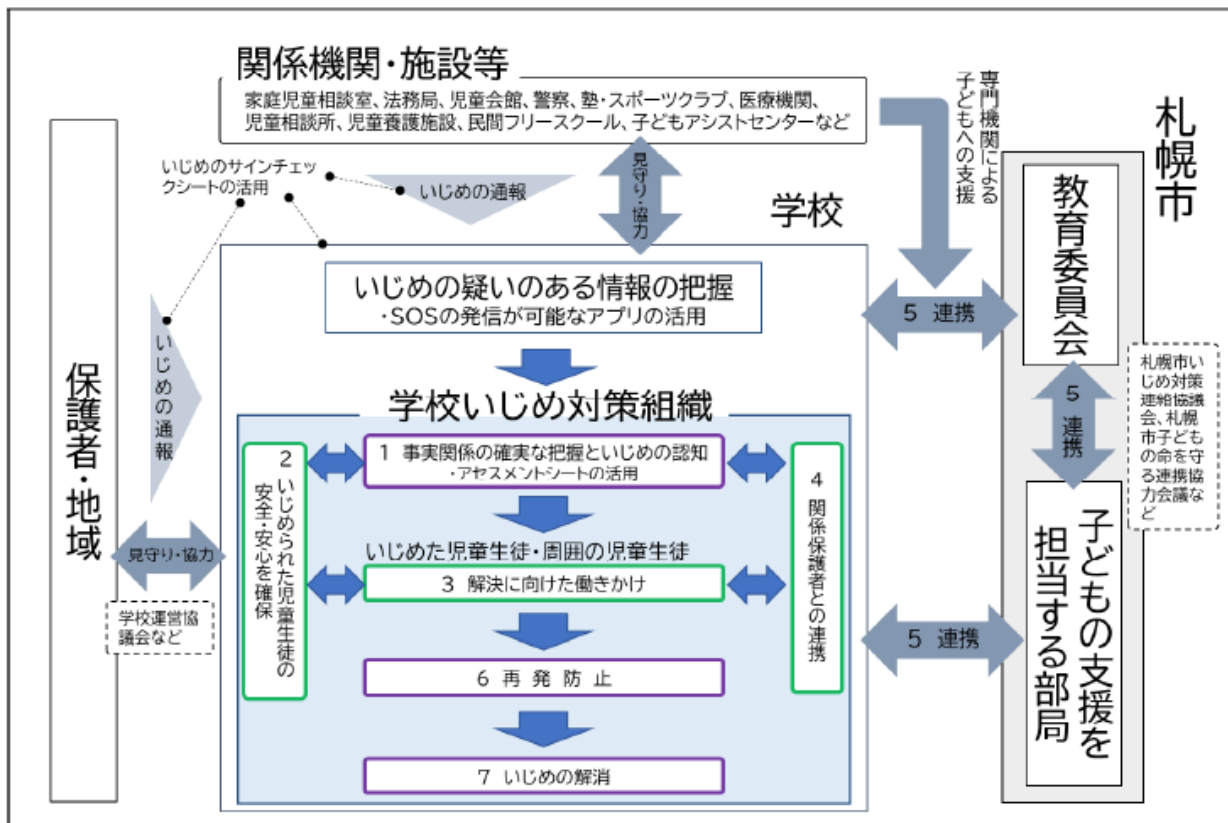
- 保護者がいじめに気付いた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃からの保護者との信頼関係を大切にする。
- 日頃から、よいところや気になることを共有し、保護者とのつながりを強化していく。

IV 早期対応

いじめの兆候を発見したときは、軽視することなく、早期に適切な対応を行います。いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて、学年及び学校全体で組織的に対応します。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組み、継続的に見守っていきます。

1 いじめ対応の基本的な流れ

児童のいじめの疑いのある情報を把握した場合は、いじめ防止法第23条1項に規定されているとおり、担任など特定の教職員が一人で抱え込むことのないよう、校内の組織により以下の1～7の対処をチーム学校により速やかに確実に行う必要がある。



1 事実関係の確実な把握といじめの認知

- 教職員個人の差によらない、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるよう、アセスメントシートを活用する。
- アセスメントシートについては、児童の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- 聴き取りを行う教職員の役割を分担するなどし、事実と経過を把握する。
- 関係する全ての児童に対して聴き取りを行う。
- 聴き取りの際は、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とする。
- 集約した情報は5W1Hを明確にした整理をし、関係する児童生徒に再確認をする。
- 確認した事実関係に基づいて、学校いじめ対策組織において、いじめの認知の判断を行う。
- 他校の児童生徒との間のいじめの場合は、事実の確認や解決に向けた働きかけを、他校と連携して行う。
- インターネット上の不適切な書き込み等については、瞬時に多数の者の情報が拡散するという被害の拡大を避けるため、事実関係を記録した上で、直ちに削除の措置をとる。
- いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、教育委員会と連携し、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める。
- 命に係わるなど、緊急性が高い場合には、直ちに警察への通報を行う。

2 いじめられた児童の安全・安心を確保

- いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、教育委員会と連携し、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める。

3 いじめた児童等への解決に向けた働きかけ

<いじめた児童への指導・対応>

- いじめたという事実にとどまらず、いじめた児童の抱える問題などに目を向けた指導を行う。
- いじめを受けた児童の苦しみを理解させるとともに、自分の行為の責任を自覚させる指導をする。
- いじめを受けた児童に本心から謝罪できるようにすることで、人間関係の修復に努める。
- 教育委員会が作成した再発防止につなげる指導プログラム等を活用する。

<周りの児童生徒への指導>

- いじめられた児童の心の苦しみを理解させる。
- はやし立てたり、見て見ぬ振りをしたりすることが、いじめを深刻化させることを改めて指導する。
- いじめの傍観者が仲裁者や相談者に転換するように促す取組を行い、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- 教育委員会が作成した再発防止につなげる指導プログラム等を活用する。

4 関係保護者との連携

- いじめられた児童の保護者には、いじめの情報を把握したその日のうちに、把握した事実の概要を迅速に伝え、その後、事実確認を速やかに行う。
- いじめた児童の保護者には、事実関係を正確に伝え、以後の対応を適切に行えるよう

協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

- いじめの認知に至らなかった場合においても、保護者と連携し、学校と一体となった指導や支援が可能になるような取組を行う。

5 教育委員会、関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等との連携

- 児童生徒に係るいじめを把握した際、軽微なものを除き文書で速やかに教育委員会に報告する。
- いじめの対処方法の見通しが立たない場合や、長期化したいじめ等の場合には、深刻化しないよう、対応について速やかに教育委員会と協議する。
- 犯罪行為及び深刻な人権侵害となる疑いのあるいじめや、学校外でのいじめなどについて、必要に応じて関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等と連携して対処する。
- 塾やスポーツクラブ、児童会館等の学校外でいじめが発生した場合は、可能な限り関係者とも連携を図って対応する。

6 再発防止

- 児童のプライバシーに十分留意しながら、再発防止へのねらいを含めた学級指導、学年指導等を行う。
- いじめが解決したと思われた後も、児童の様子を把握し、必要な対応を行う。また、再発防止に向けて関係する保護者と定期的に情報を交換する。
- 再び同様のいじめが発生しないように、認め合う人間関係を構築できるようにする。
- 国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。

7 いじめの解消

- いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。
 - ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
 - ② 被害児童が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害児童及び加害児童を日常的に注意深く観察する必要がある。
- 被害児童がいじめにより心的に不安定になっている場合等には、いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、随時、必要な支援を行うことが大切である。
- 児童が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、被害児童に対する謝罪だけではなく、被害児童の回復、加害児童が抱えるストレス等の問題の除去等を経て、双方の当事者や周りの者全員が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

- いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、学校いじめ対策組織において行う。

V いじめの防止等の対策のための組織

本校では、「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの防止・早期発見・いじめに対する措置に組織的に対応していきます。※ここでは「いじめ防止対策委員会」と呼びます。

＜学校いじめ対策組織の構成員等について＞

- 組織の責任者は校長とし、いじめの防止等に係る全ての取組は、校長の監督の下で行う。構成は、管理職、校内学びの支援部長、校内学びの支援部員、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとする。必要に応じて、弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの専門家等や地域の関係者などを構成員として加える。個々のいじめの対処等に当たっては、関係の深い教職員を加えるなど、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な運営をする。
- いじめの疑いを把握した場合は、学校いじめ対策組織で速やかに対応する必要があることから、構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。その場合、定例の会議で再度確認する。
- 校長が不在時の場合は教頭が代行する。その場合、改めて校長に報告し決裁を得ることとする。
- 構成員がやむを得ず会議に参加できない場合には、会議日以外に個別に意見を求めることとする。

＜学校いじめ対策組織の会議について＞

- 学校いじめ対策組織の会議の開催予定日を「生徒指導年間計画（教育課程編成等に関する諸届用紙）」に位置付け、定例の会議を月に1回開催する。
- 毎月の会議において、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討するために、学校いじめ対策組織の会議を必ず開催する。
- 学校いじめ対策組織の会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。

＜組織の主な役割＞

【いじめの防止】

- いじめの防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- いじめの防止に向けた児童生徒の主体的な取組や、児童生徒が互いに認め合う学級・学年意識の醸成に向けた取組など、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりの具体的な手法について検討し、教職員及び児童生徒に周知する。

【いじめの早期発見・いじめへの対処】

- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いや問題行動などに係る情報を集約し、全教職員での共有を図る。
- いじめの把握やいじめの疑いがあったときは、限られた構成員であっても速やかに学校いじめ対策組織の会議を開催し、情報を迅速に共有するとともに、関係児童生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否か

の判断を行う。

- 事実関係に基づく、被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と関係する保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- 認知したいじめが解消されているか否かについて、複数の手段と視点で、組織で判断する。

Ⅵ いじめの見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組について

- 「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、担任などの個人に委ねず、学校いじめ対策組織で判断する。
- 国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- いじめの解消の判断は、事案対処後3か月を目途として、被害児童生徒及び保護者との面談等による確認の結果を踏まえて、学校いじめ対策組織において行う。
- 複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、ICTも活用し、学校いじめ対策組織において集約と共有を図る。また、アンケートの結果など過年度の情報も含め、児童生徒ごとに個別に情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。

Ⅶ 学校の取組の評価について

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価の評価項目にいじめの防止等の取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に関する項目を必ず位置付ける。
- 学校評価において目標の達成状況等を評価し、取組の改善につなげる。

Ⅷ 個別の対応状況に関する記録及び引継について

- いじめに関する個別の対応状況に関する記録及び自殺念慮や自殺企図などの情報については、児童の進級・進学や転学に当たって、次の学年・学校に確実に引き継ぎ、指導や支援につなげることを徹底する。
- 悩みやいじめに関するアンケート調査用紙は、小学校から中学校に用紙そのものを引き継ぎ、定められた期間（3年間）保管する。

Ⅸ 緊急時の対応について

- 緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながるものが懸念される事案については、速やかに教育委員会に報告する。

- 教育委員会は、学校が緊急性が高いと判断した事案や、いじめの重大事態につながる事が懸念される事案が報告された場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールセーフティアドバイザーなどの活用も含めて学校と連携して対応に当たる。

X インターネット上のいじめの防止

- インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになることや、犯罪行為につながる可能性があることなど、ネット上のいじめ防止に係る指導を行う。
- 情報モラル教育の推進に当たっては、「小中一貫した教育」のパートナー校及び家庭や地域と連携しながら、子どもの発達の段階に応じた系統的な指導を行う。

XI 重大事態発生時の対応

学校から教育委員会に、重大事態の発生を報告する。

- 重大事態とは
 - ① 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
具体的には次の様なケースなどが想定される。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

XII 児童及び保護者、地域等への説明

- 入学時及び各年度の開始時に児童の発達の段階に応じて方針を説明し、いじめについての理解を図り、いじめの防止等の取組を推進する。
- 同様に保護者や関係機関等に方針を説明し、いじめの定義や学校の取組に対しての共通理解を図り、連携・協働していじめの防止に当たる体制づくりにつなげる。
- 方針を学校のホームページに掲載し、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるようにする。